



























- a 対象者  
12歳以上の者
- b 接種量等  
12歳以上用オミクロン株対応ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。
- c 接種間隔  
初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの完了から3月以上の接種間隔をおいて行うこと。  
前後に他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。
- d その他  
接種箇所及び接種後の経過観察については、（1）ア（ア）d 及び e の記載事項に従うこと。
- (ウ) 武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）  
武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）の令和四年秋開始接種は、以下の方法により行うこととすること。  
なお、1(4)イ予防接種要注意者の（ア）に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。
- a 対象者  
12歳以上の者
- b 接種量等  
武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。
- c 接種間隔  
初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの完了から6月以上の接種間隔をおいて行うこと。  
前後に他の予防接種（インフルエンザの予防接種を除く。）を行う場合において



ウ 「前条第一項各号の注射に相当するもの」について

旧実施規則附則第10条第2項の「新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、附則第七条第一項各号の注射に相当するもの」は、初回接種と、「附則第八条第一項各号の注射に相当するもの」は、第一期追加接種と、「前条第一項各号の注射に相当するもの」は、第二期追加接種とみなして、令和四年秋開始接種を行うこと。「附則第七条第一項各号の注射に相当するもの」、「附則第八条第一項各号の注射に相当するもの」及び「前条第一項各号の注射に相当するもの」とは、次の接種において行われた注射をいう。

- (ア) 海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業において行われた当該被接種者にとって1～4回目の接種
- (イ) 在日米軍従業員接種において行われた当該被接種者にとって1～4回の接種
- (ウ) 製薬メーカーの治験等において行われた当該被接種者にとって1～4回目の接種
- (エ) 海外において行われた当該被接種者にとって1～4回目の接種
- (オ) 上記の他、市町村長が初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種に相当する予防接種であると認めるもの

ただし、医薬品医療機器等法第14条の承認を受けた新型コロナワクチンを接種している場合に限る。

なお、海外製のワクチンについては、(2) ウ及び(3) イの記載事項に従うこと。